

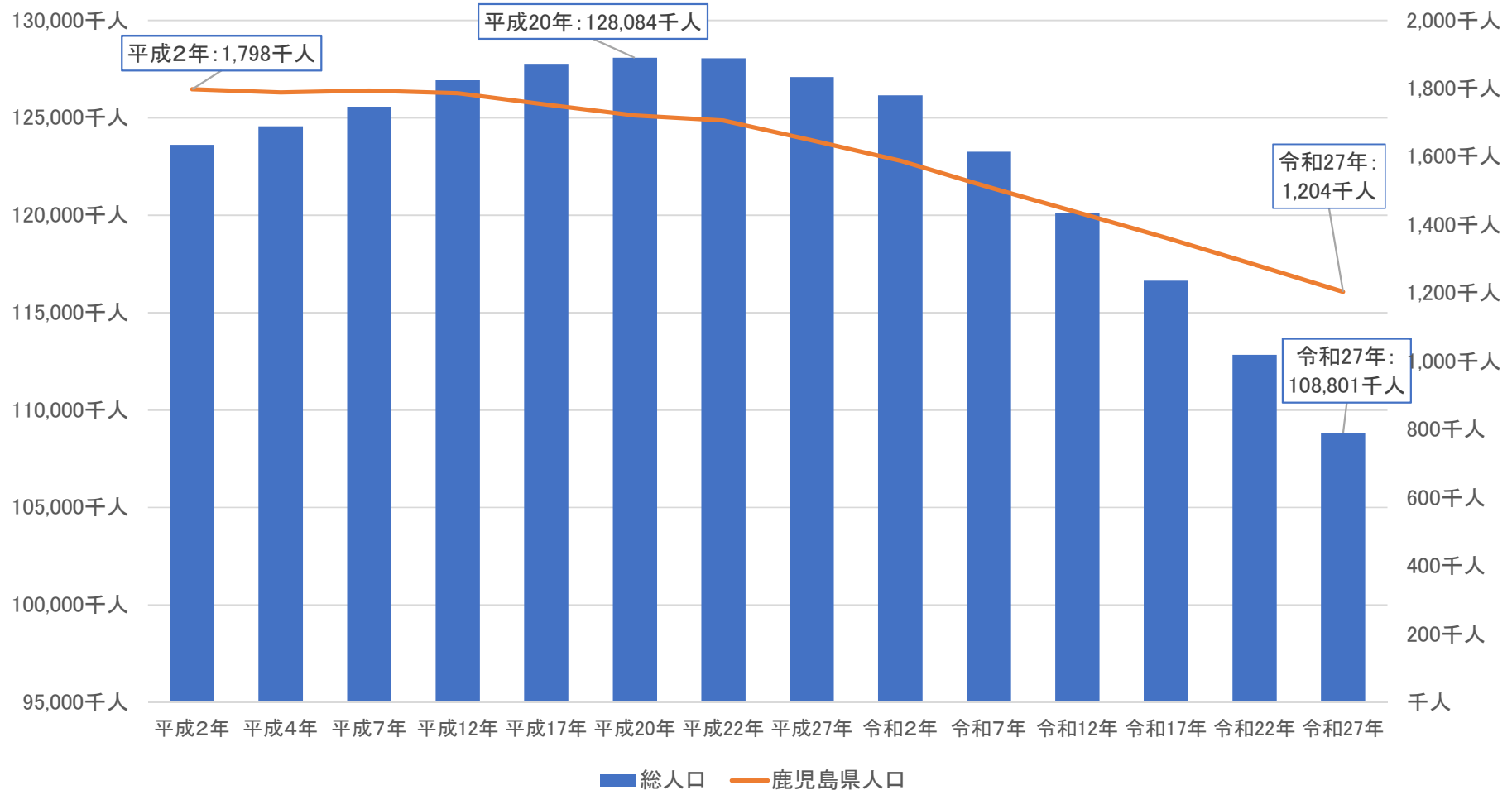
全国の短期大学を取り巻く状況等について

目次

- 1 人口推計
- 2 18歳人口の推計
- 3 短期大学及び四年制大学の入学者数推移
- 4 高校出身者進路先
- 5 入学者のうち地元出身者の割合
- 6 四年制大学進学率
- 7 全国の公立短期大学
- 8 公立大学法人制度の概要

1 人口推計(平成2年～令和27年)

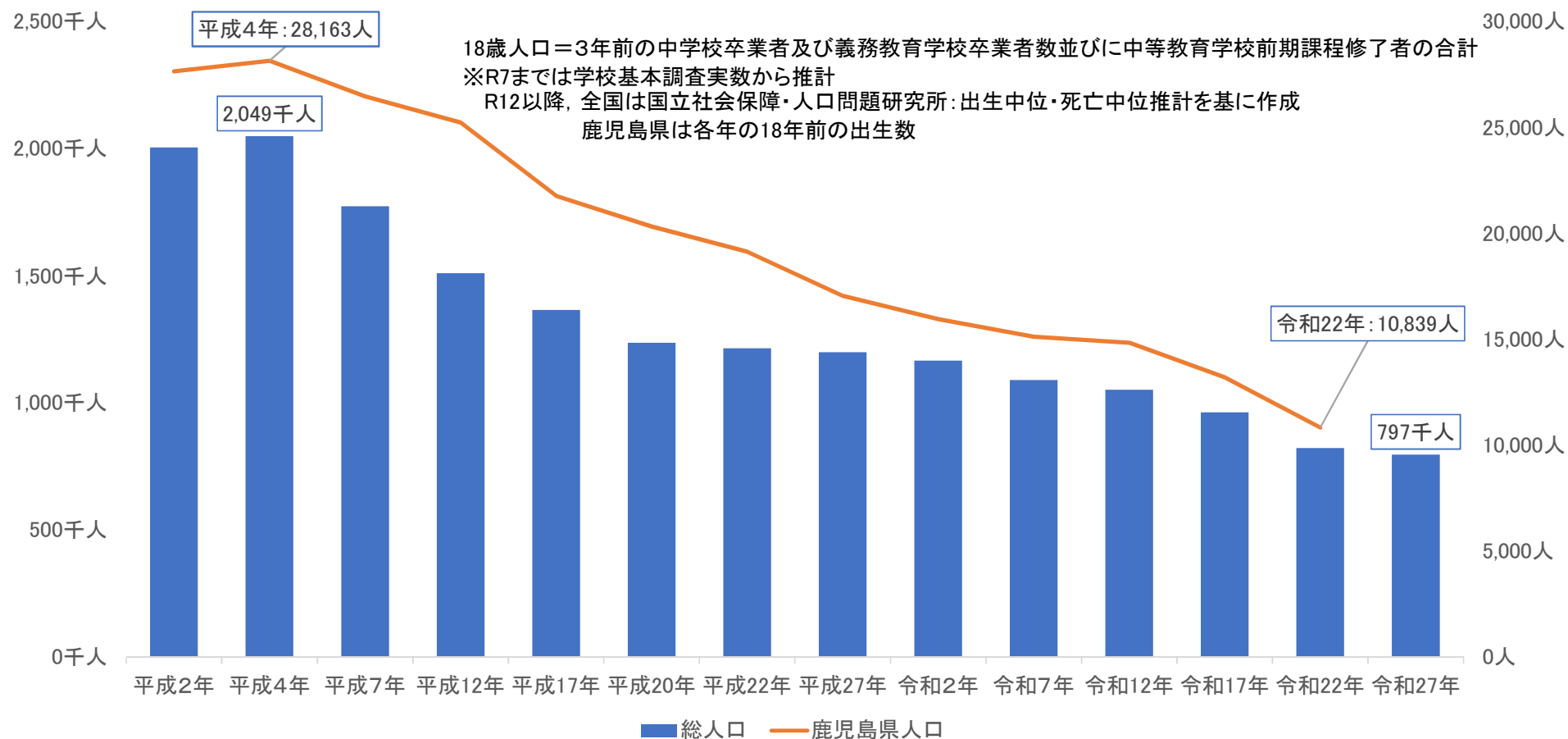
総人口は、平成20年(2008年)以降減少傾向にある。



出典：(総務省統計局ホームページ), 国立社会保障・人口問題研究所ホームページを基に作成

2 18歳人口の推計(平成2年～令和27年)

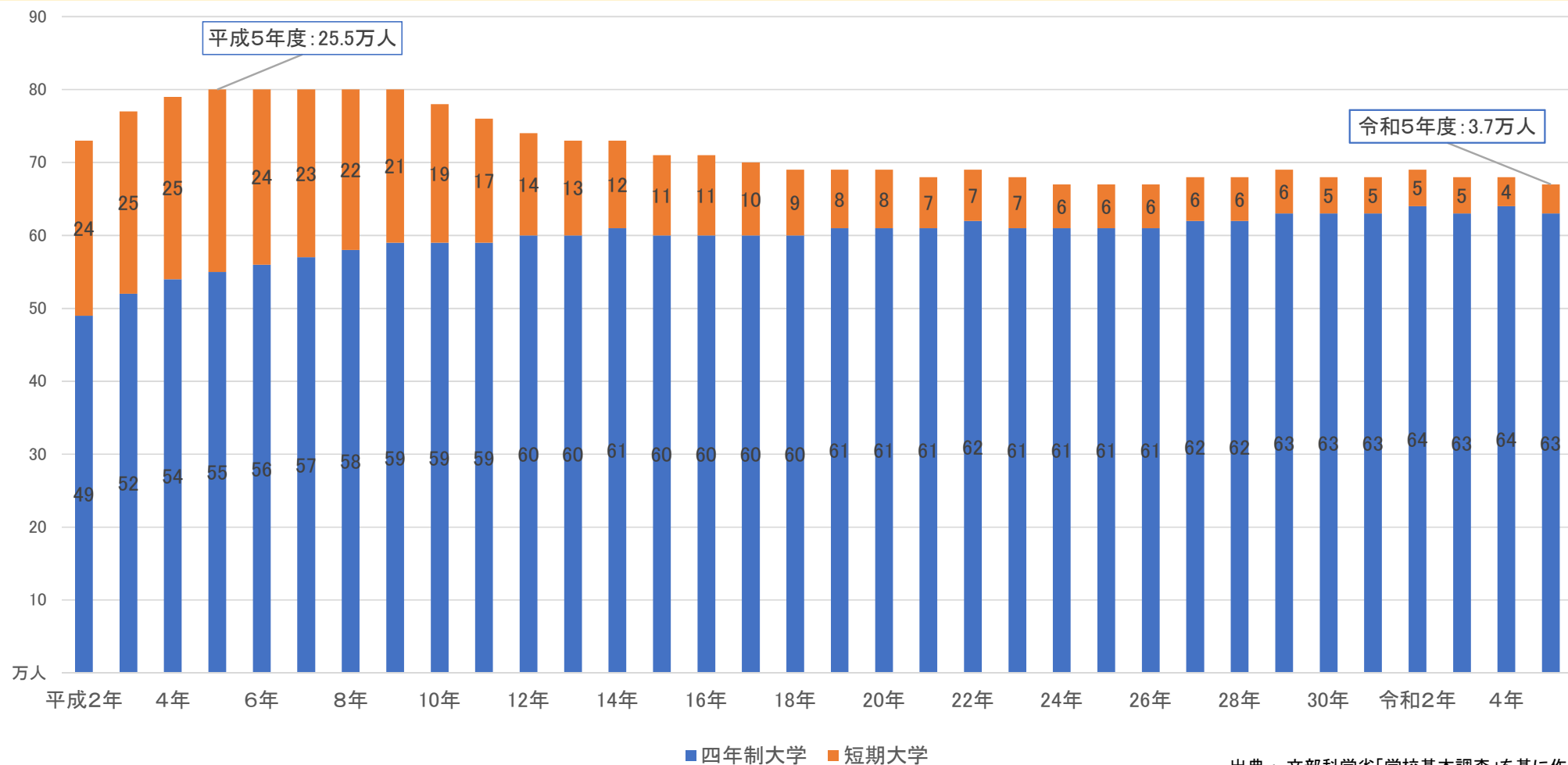
18歳人口は平成4年(1992年)以降減少傾向にある。



出典: 文部科学省「学校基本調査」, 国立社会保障・人口問題研究所ホームページを基に作成

3 短期大学及び四年制大学の入学者数推移(平成2年度～令和5年度)

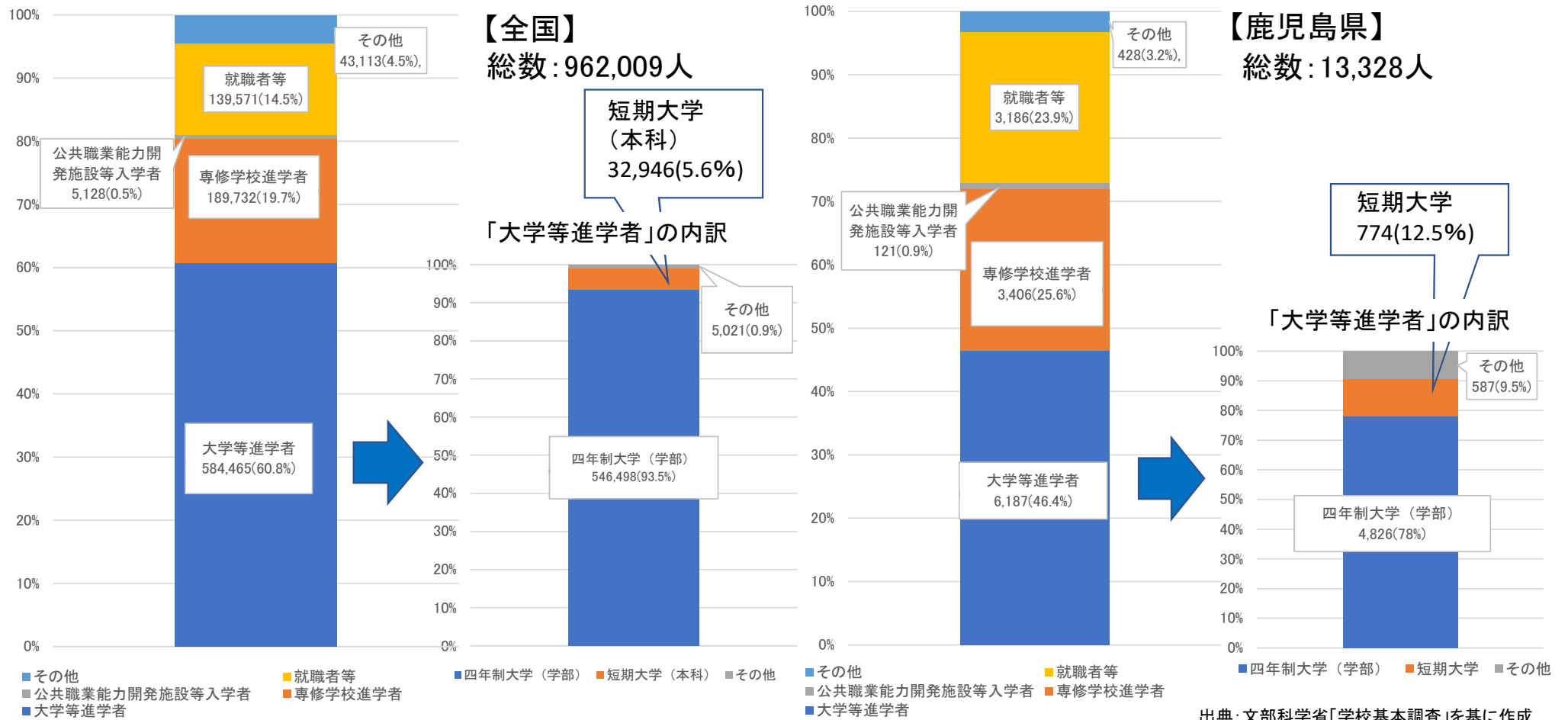
全国の短期大学への入学者数は平成5年度(1993年)以降減少傾向にある。



出典：文部科学省「学校基本調査」を基に作成

4 高校出身者進路先(令和4年度3月卒業生)

全国高校生の大学等進学者のうち、短期大学への進学者は5.6%であるが、鹿児島県内は12.5%であり、全国と比較して短期大学へのニーズが高い。



出典: 文部科学省「学校基本調査」を基に作成

5 入学者のうち地元出身者の割合（平成29年度～令和5年度）

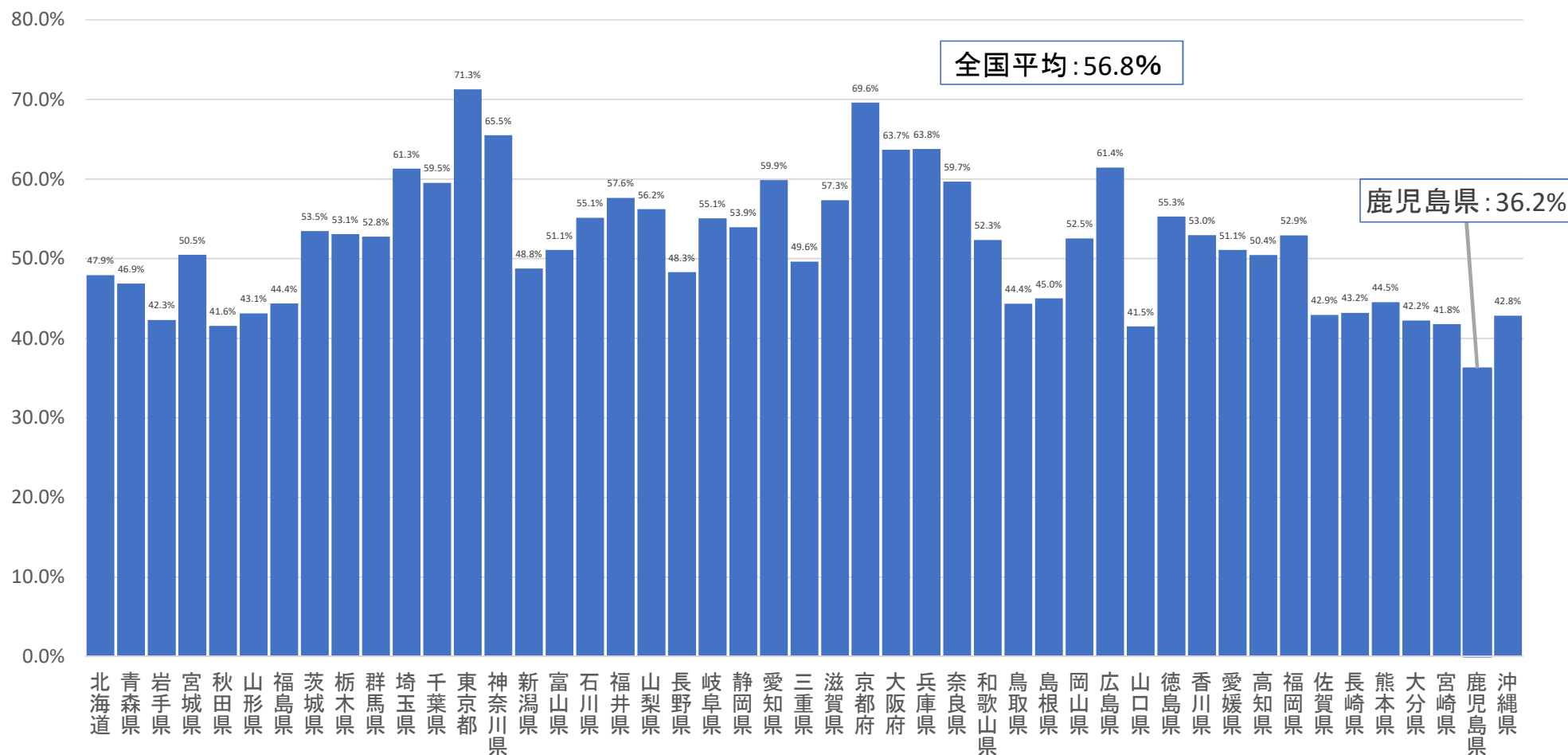
県立短期大学入学者のうち県内出身者は9割以上であり，県内四年制大学よりも割合が高い。

入学年月	全国四年制大学			県内四年制大学			全国公立短期大学			県立短期大学		
	入学者数 (人)	うち県内 出身者 (人)	県内出身者 割合 (%)	入学者数 (人)	うち県内 出身者 (人)	県内出身者 割合 (%)	入学者数 (人)	うち県内 出身者 (人)	県内出身者 割合 (%)	入学者数 (人)	うち県内 出身者 (人)	県内出身者 割合 (%)
H29	629,733	269,465	42.8	3,570	2,080	58.3	3,091	1,883	60.9	275	254	92.4
H30	628,821	269,379	42.8	3,598	1,956	54.4	2,685	1,556	58.0	283	263	92.9
R元	631,273	271,450	43.0	3,650	2,090	57.3	2,597	1,481	57.0	286	270	94.4
R2	635,003	271,314	42.7	3,682	2,041	55.4	2,576	1,582	61.4	285	274	96.1
R3	627,040	272,216	43.4	3,652	2,051	56.2	2,377	1,490	62.7	276	267	96.7
R4	635,156	277,585	43.7	3,687	2,193	59.5	2,342	1,469	62.7	272	265	97.4
R5	632,902	276,743	43.7	3,644	2,178	59.8	2,358	1,478	62.7	245	226	92.2
平均	631,418	272,593	43.2	3,640	2,084	57.2	2,575	1,563	60.7	275	260	94.6

※「四年制大学」「県内四年制大学」「全国公立短期大学」は学校基本調査を基に作成，「県立短期大学」は県立短期大学調べ

6 四年制大学進学率(令和5年度)

本県の四年制大学進学率は全国平均を大きく下回っている。



出典: 学校基本調査を基に作成

7 全国の公立短期大学

設置形態	所在都道府県	大学名	公立大学法人化
県立	岩手県	1 岩手県立大学盛岡短期大学部	○
	岩手県	2 岩手県立大学宮古短期大学部	○
	山形県	3 山形県立米沢女子短期大学	○
	福島県	4 会津大学短期大学部	○
	静岡県	5 静岡県立大学短期大学部	○
	静岡県	6 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	
	島根県	7 島根県立大学短期大学部	○
	大分県	8 大分県立芸術文化短期大学	○
	鹿児島県	9 鹿児島県立短期大学	
市立	北海道	10 旭川市立大学短期大学部	○
	山梨県	11 大月市立大月短期大学	
	岐阜県	12 岐阜市立女子短期大学	
	三重県	13 津市立三重短期大学	
	岡山県	14 倉敷市立短期大学	

8 公立大学法人制度の概要①

1 制度の創設

- ・ 地方公共団体等における「大学改革」への取組として、地方独立行政法人法(平成15年7月成立)において、「公立大学法人制度」が創設された。(平成16年4月1日施行)

2 制度のポイント

- ・ 地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能となっている。
- ・ 「国立大学法人」の制度設計にならい、地方独立行政法人法において「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例が規定されている。
- ・ 具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量に委ねる弾力的な制度設計となっている。
- ・ 法人の設立は、議会の議決を経て定款を「総務大臣及び文部科学大臣」が認可する。(都道府県立の場合)

8 公立大学法人制度の概要②

3 制度の仕組み

(1) 枠組み

① 設立手続き

県が議会の議決を経て定款を策定→総務大臣・文部科学大臣の認可→法人設立

② 中期目標(6年)は議会の議決を経て知事が制定し、公立大学法人はその目標に沿った中期計画を作成

③ 人事・予算は、公立大学法人が自主的に運営

④ 附属機関として評価委員会を設置、目標達成の評価を行うとともに改善を指摘

⑤ 法人の業務、財務、計画及び評価は、公表

(2) 役員・組織の概要

① 理事長・・・公立大学法人の申出に基づき、知事が任命(学長との兼務が原則)

② 理事・・・理事長が任命(当該公立大学法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者又は適正かつ効率的に運営することができる者)

③ 監事・・・知事が任命

④ 審議機関・・・公立大学法人は、経営に関する重要事項を審議する経営審議機関と教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関を設置

4 期待される主な効果

- ・ 理事長(学長)を中心とした迅速な意思決定
- ・ 経営に外部専門家の理事・委員を入れることによる運営面の透明性の向上
- ・ 中期計画策定による計画的な事業展開

出典:総務省, 文部科学省のホームページ等を基に作成